

5月21日 裁判員制度スタート!

裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判員6人が3人の裁判官と一緒に決める制度です。



●裁判員制度がスタートした後は?

5月21日の制度開始以降、事件が起訴され、裁判の日程が決まった段階で、水戸地方裁判所は、昨年の秋に作成した裁判員候補者名簿（茨城県においては7600人）の中から、その事件の裁判員候補者をくじで選びます。くじで選ばれる人数は通常1件あたり50人から70人程度となります。

＜対象事件の代表例＞

1. 殺人罪
2. 強盗致死傷罪
3. 傷害致死罪
4. 危険運転致死罪
5. 現住建造物等放火罪 など

●質問票とは?

広く国民の参加を得てその良識を裁判に反映させるといふ裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされ、ご負担が著しく大きなもの



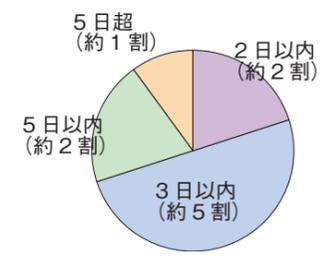
を、選任手続の日の6週間前までにお送りします。裁判員候補者の方々には併せて、質問票をお送りします。

ならないよう、法律や政令では辞退を申し出ることができ、事由を定めています。

質問票では、裁判が行われる日程を前提に、裁判員となることを辞退する申し出の有無およびその事情などをお尋ねします。質問票に記載された内容から、辞退事由に当たることが明らかになれば、裁判所は、事前に辞退を認め、選任手続のためにはわざわざ裁判所までお越しいただく必要もありません。

なお、質問票では辞退の申し出をしなかった方が、選任手続の日の直前になって、急な体調不良や緊急の用務により、どうしても裁判所にお越しいただけ

＜裁判にかかる日数＞



ことが困難になってしまいうような場合もあるでしょう。そのような場合には、速やかに選任手続期日のお知らせ（呼出状）をお送りした裁判所まで、電話などでお知らせください。

●選任手続の当日は?

選任手続の当日は、裁判員として参加していただく事件の概要をご説明し、被告人や被害者

いよいよ裁判員制度が始まります!

シリーズ裁判員制度⑨



A 裁判官と一緒に被告人の有罪・無罪、有罪の場合の刑を決めていただきます。

裁判員に選ばれると、他の5人の裁判員や3人の裁判官と一緒に刑事裁判の審理に出席し、証人尋問や被告人質問といった証拠調べ手続や、検察官や弁護人の主張を聴く弁論手続に立ち会います。その上で、評議において裁判官と対等の立場で議論をし、お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見をよく聞いて、議論を尽くして、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合はどのような刑にするかを決めることになります。

＜広報かすみがうらに掲載した「シリーズ裁判員制度」の内容＞

- ① 裁判員制度とはどのような制度ですか?【H20.9月号】
- ② 裁判員になれないのは、どのような人ですか?【H20.10月号】
- ③ 裁判員はどのようにして選ばれるのですか?【H20.11月号】
- ④ 裁判所に行く日のどれくらい前に、その日時を知らせてもらえるのですか?【H20.12月号】

- ⑤ 裁判員を辞退することはできないのですか?【H21.1月号】
- ⑥ 裁判員(候補者)として裁判所に行くために会社を休むと、会社内で不利益を受けませんか?【H21.2月号】
- ⑦ 裁判員になったことを家族や親しい人に話してもよいのですか?【H21.3月号】
- ⑧ 裁判員は、法廷で何をしますか?【H21.4月号】

●裁判員候補者になった方はご注意ください。

裁判員候補者のプライバシーや生活の平穏を守るため、裁判員候補者になったことを公にすることは法律上禁止されています。「公にする」とは、インターネットなどで公表するなど、

裁判員候補者になった方は、裁判所にお越しの際は、当日と交通費をお支払いします。また、自宅が裁判所から遠いなどの理由で宿泊が必要と判断された場合、宿泊料もお支払いします。

その上で、裁判所は、辞退が認められるご事情があるかどうか、公平な裁判をすることができないような特別な事情があるかどうかなどを判断し、辞退などが認められた方以外の裁判員候補者の中から、くじで6人の裁判員を選びます。

と知り合いかなど、公平な裁判をすることができないような特別な事情があるかどうかをお尋ねします。また、事前質問票記載後の変更点の有無についても伺いますので、この段階で辞退を申し出ていただくこともできます。



裁判員制度の詳細がホームページでご覧になれます。

HP <http://www.saibanin.courts.go.jp/>
 携帯電話用 HP <http://www.saibanin.courts.go.jp/k/>
 水戸地方裁判所事務局総務課庶務係 ☎ 029-224-8408

特定多数の人が知り得る状態にすることをいいます。休暇を取ったり、相談をしたりするために会社の上司や同僚、家族に話をし、書類を見せていただくことは全く問題ありません。